

令和6年8月30日
あんしん少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別なお取扱いについて（第3～第5報）

この度の「令和6年台風第10号に伴う災害」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。令和6年8月29日の第1～第2報に続き大分県、福岡県、静岡県¹の市町村が追加となりましたのでお知らせいたします。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、以下の特別なお取扱いをいたします。

1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 災害救助法適用地域及び適用日について

適用地域	適用日
【愛知県】	
蒲郡市	8月27日（火）
【鹿児島県】	
鹿児島県、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡三島村、十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、熊毛郡中種子町、南種子町、屋久島町、大島郡大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町	8月28日（水）
【宮崎県】	

宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市 8月28日(水)

日向市、串間市、西都市、えびの市、

北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町 8月28日(水)

綾町、児湯郡高鍋町、新富町、川南町、都農町

東臼杵郡門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、

西臼杵郡高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

【大分県】

大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市 8月29日(木)

津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市

豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村

速見郡日出町、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

【福岡県】

久留米市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市 8月28日(水)

行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市

大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市

宮若市、みやま市、糸島市、糟屋郡志免町、新宮町

粕屋町、遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町

嘉穂郡桂川町、三井郡大刀洗町、三潞郡大木町

八女郡広川町、京都郡苅田町、みやこ町、築上郡吉富町

上毛町

【静岡県】

静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市 8月29日(木)

伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市

藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市

御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、加茂郡

東伊豆町、河津町、伊豆町、南伊豆町、松崎町、

西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、小山町

榛原郡吉田町、川根本町、周智郡森町

【お問合せ先】

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

以上